

平成 29 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 7 回）議事録

1 日 時 平成 30 年 3 月 8 日（木）18：30 ～ 20：39

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，大坂委員，市川委員，岩館委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，鈴木委員，清野委員，瀧澤委員，中村委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：川村委員，久保野委員，白江委員，杉委員，中嶋委員

[事務局]佐々木健康福祉局長，郷湖障害福祉部長，伊藤障害者支援課長，只埜障害者総合支援センター主幹兼事業係長（所長代理），竹中精神保健福祉センター管理係長（所長代理），佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，梅原宮城総合支所保健福祉課長，伊藤若林区障害高齢課長，都丸太白区障害高齢課長，槻田秋保総合支所保健福祉課長，樋口泉区障害高齢課長，小幡企画係長，加藤サービス管理係長，古澤地域生活支援係長，高橋障害保健係長，天野施設支援係長，那須指導係長，五十嵐主査，太田主事，林主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 12 名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

会 長 皆さん，おばんでございます。

今年度の障害者施策推進協議会も本日で第 7 回目ということで，これまで皆さんとともに関わらせていただいたことの全体の確認となります。

また，パブリックコメントの内容についても確認していただく予定ですが，障害のある方を取り巻く社会の状況について，変わった部分もあろうかと思えます。今まさにそのような状況で，福祉全体や人々の生活に障害者福祉が大きく影響しており，社会が変る大きな機会が来ているようにも思えます。

誰もが暮らしやすいまち仙台ということで，まずは仙台から皆さんとともに，これまでも取り組んできたことについて，そのような視点で取り組んでいくことを確認し，冒頭に当たっての挨拶とさせていただきます。

皆さん，今日もよろしく願いいたします。以上です。

(3) 議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より鈴木委員の指名があり、承諾を得た。

(4) 議 事

- (1) 仙台市障害者保健福祉計画等中間案に対する市民意見の概要について
- (2) 仙台市障害者保健福祉計画等の答申案について
- (3) 仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針について
- (4) その他

(1) 仙台市障害者保健福祉計画等中間案に対する市民意見の概要について

会 長 それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

「4 議事」の「(1) 仙台市障害者保健福祉計画等中間案に対する市民意見の概要について」、事務局より説明願います。

事 務 局 ※ 資料 1，資料 2，参考資料 1，参考資料 2 に基づき事務局より説明。

(郷湖部長)

会 長 ありがとうございます。

ただいま「(1) 仙台市障害者保健福祉計画等の中間案に対する市民意見の概要について」ということで、事務局より説明がありました。さて、皆様からこのことに関しましてご意見やご質問、確認等ございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、関連することがあればまたお伺いするとして、先に進めさせていただきます。

(2) 仙台市障害者保健福祉計画等の答申案について

会 長 それでは、お手元の次第(2)です。

「仙台市障害者保健福祉計画等の答申案について」とあります。
事務局より説明願います。

事 務 局 ※ 資料 3 に基づき事務局より説明。

(郷湖部長)

会 長 ありがとうございます。

ただいま議事の「(2) 仙台市障害者保健福祉計画等の答申案について」ということで、事務局より、パブリックコメントやココロン・カフェでいただいたご意見を反映したことや、市民の方々に内容をわかりやすく伝えるためにした工夫について説明がありました。

さて、この議事の(2)につきまして、委員の皆様からご意見やご質問、確認等ございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

桔梗委員，お願いします。

桔梗委員

こんばんは。桔梗です。

素晴らしい内容に整えられていて，すごい感動しました。

例えばこの計画を障害のある方が手にして，この計画の内容について質問などをしたいといったときには，巻末に掲載されております障害企画課の電話番号に問い合わせをすれば，大体概要はお答えいただけるという理解でよろしいでしょうか。

会 長

事務局，確認でございます。お願いします。

事 務 局

障害企画課の小幡でございます。

(小幡係長)

こちらにご連絡いただければ，お答えできるかと思えます。内容によっては事業担当課や専門機関につなげていただくこともあるかと思えますが，まずはこちらにご連絡いただければと思えます。

よろしく申し上げます。

会 長

桔梗委員，ありがとうございました。

答申案ということでわかりやすくしたという説明がございましたし，それから桔梗委員からはこれを活用することの大切さについてお話がありました。やはり計画は私たちがしっかり活用していくということが大切だと思います。そのような意味からも，桔梗委員の確認はとても大事な内容であったと思えます。

そのほかの委員の皆様から，ご意見等いただきたいと思えます。では黒瀧委員，お願いします。

黒瀧委員

みどり会の黒瀧と申します。

重点分野について，すごく素晴らしく掲載いただいております。16 ページの（4）の「③ 精神障害のある方を支える家族に対する相談支援の充実」のところです。経験と専門力のある方がたくさんそろった相談支援の場が，仙台市にはたくさんあると考えています。宮城県にもあるということは重々認識しているのですが，みどり会の家族だけの相談窓口として私たちが設置している当番電話に，今，インターネットなどを通じて県内のいろいろなところから相談が入ってきている状況です。その中から，どこに相談に行っても解決しないという声が多く聞こえてきます。仙台市内にはこんなにたくさんの相談支援事業所があるのに，どこに行っても解決しないと言って，インターネットやいろいろなところからの紹介を通じてみどり会に来られる方が多くいます。私たちは家族会であり，支援事業といっても相談事業ではございませんので，いろいろなところに紹介しても埒が明かないというこの状況について，どうにかならないのかなと思っております。解決策がないということが一番の悩みの種です。

どうぞよろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの黒瀧委員のお話は、精神障害のある方を支える家族に対する相談支援等の充実ということで、とても大事なことがここに記載されていますが、これを実効性のあるものにしていく必要があるというご意見ですよね。どうもありがとうございます。

また、自分たちもしっかりした根拠を持ってここに書いてあることに取り組んでいくということの大切さについても、伺うことができました。

その他の委員の皆様からもご意見や確認等いただきたいと思います。皆さんご意見、ご質問、ご確認、いかがでしょうか。

では松本委員、お願いします。

松本委員 仙台つるがや福祉会の松本と申します。

パブリックコメントの多さに大変驚いております。50 数名の方でしたが、それだけ皆さん、よく考えてよくお勉強なさっていらっしゃるんだなと感心いたしました。

市民の皆さんに配るという前提で、見やすさという視点から全体を読んでみました。

まず、12 ページでアクセシビリティという言葉が使われておりますが、パブリックコメントの中に「横文字を並べればいいというものではない」といったご意見があり、これも同じだなと思ったので、日本語化できないものかなと思いました。

それから、同じ 12 ページの（1）の上から 3 行目のところですが、「早期からの」という言葉を入れたということでしたが、早期発見や早期療育といったように、「早期」の後ろに何か言葉がついていれば「早期」の意味もわかるのですが、ただ「早期から」というと、何の早期なのかよくわからない気がいたします。そのため、「児童期からの」など、もう少し具体的に書いたほうがわかりやすい気がいたします。

それから、最後の用語解説のところに関する意見です。私が日本語化したほうが良いと思ったアクセシビリティの解説も掲載されておりますが、冊子の最後のほうまで読んでいかないと見つけられないので、可能であれば、目次ページの〈資料編〉下に、小さい文字でも構わないので、掲載されている資料の項目が記載してあれば、よりわかりやすくなる気がいたしました。

それから、66 ページに障害福祉サービスの定員数と児童の通所支援の定員数が掲載されておりますが、この説明書きのところが前のページのものと同じ内容になっており、定員数の説明ではないのではないかと思いました。さらに、計画相談支援はこのページには載っていないのに、計画相談事業者の増加が記載されておりますので、ここは修正したほうがよろしいかと思っております。

以上です。

会 長 松本委員，ありがとうございます。
大事なご指摘をいただきました。ただいまのことについて，事務局に確認したい
と思います。

事務局 (小幡係長) ご意見いただきありがとうございました。
おっしゃるとおりアクセシビリティという言葉についてはパブリックコメントで
もご意見をいただきましたので，それを踏まえ，最後のほうに用語の解説をつけ加
えさせていただきました。目次のところに記載があればというご意見につきまして
は，私たちの方で全てを書き込むことはなかなか難しいと考えておりますが，確か
におっしゃるとおりかと思しますので，何かしらかの工夫ができないものか検討さ
せていただきたいと思います。
それから 66 ページについて，計画相談支援が掲載されていないのにも関わらず説
明文のところに記載があるといったご指摘は，確かにそのとおりでございますので，
修正させていただきます。ありがとうございました。

会 長 松本委員，よろしいでしょうか。
「早期から」という言葉について，例えば「児童期から」などといった言葉に変
えるといったご意見もございました。

事務局 (小幡係長) 障害企画課小幡でございます。
そちらのご意見につきましても，上手く書き込めるか検討させていただきたいと
思います。ありがとうございます。

会 長 松本委員，ありがとうございました。
そのほかの委員の皆様，いかがでしょうか。
坂井委員，お願いします。

坂井委員 エイジックフレンドリーの坂井です。
25 ページの「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」のところについて確認させ
ていただきたいことがあります。「③ 事業所ごとの就労移行率」と書かれていま
すが，この事業所というのは何の事業所のことを言われているのか，この記載の仕方
だとわからないので，お答え願います。
以上です。

会 長 確認です。「事業所」と書いてありますが，それをわかりやすく具体的にすべき
ではないかということですね。
では事務局，お願いします。

事務局
(伊藤課長) 障害者支援課の伊藤でございます。
ここでは、「就労移行支援事業所」の就労移行率を掲載しております。わかりにくいというご意見も踏まえまして、この部分の表現について事業名称を加える方向で検討させていただきたいと思っております。

会長
ありがとうございます。
市民の方々によく伝わるようにということで、坂井委員、どうもありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。
市川委員、お願いします。

市川委員
共生福祉会の市川でございます。
先ほど松本委員がおっしゃった用語解説に関するご意見と関係する意見になります。15 ページに「アウトリーチ支援」と書かれており、役所の方々はこのような言い方をするのでしょうかけれども、我々はあまりこのような言葉を普段は使っておらず、一般の方にとってはわかりにくいと思っておりますので、用語解説に追加していただきたいと思っております。また、後になってからでないという意味がわからないというのではまずいので、索引にするか、もしくは「後ろに解説を掲載しております」という印として用語のあるところに米印をつけておくなど、そのような工夫をしていただければ、その都度、理解することができるのではないかと思います。

それから、4 ページの障害者権利条約の批准のところにに関する意見です。時系列に書いていただいて非常にわかりやすいのですが、タイトルが批准と書いてあるので、批准した年月日を書いておいたほうが良いと思っております。後ろのほうを見ると何年に批准したと出てくるのですが、ここにも加えたほうが良いと思っております。

それから、福祉的就労のところにに関する意見です。平成 30 年度からの報酬単価の見直しにより、平均工賃の額によって報酬単価が算定されることとなりましたが、福祉的就労に対する販売支援の強化ということをもう少し打ち出していきたいと思っております。販売の機会を設けるということだけではなく、優先調達の拡大を図るといったことや、それからパブリックコメントに生活介護事業にも適用できるのかというご質問があり、それに対し対象になると書かれてありますが、その辺のところをもう少し反映できるといいと思っております。

それから、行政のいろいろなサービスが一覧で書かれてありますが、そこを見たら優先調達のことは何もなかったような気がするのですが、追記していただきたいと思っております。

以上です。

会長
ありがとうございます。
市川委員から、確認と示唆ということで 3 点いただきました。

事務局，いかがでしょうか。

事務局
(小幡係長)

障害企画課の小幡でございます。

まず、用語の追加等々というご意見につきましては、対応させていただきたいと思えます。

それから、用語解説がある言葉には米印をといたご意見につきましては、実は本文中に注釈をつけている部分もございまして、そのほかに用語解説の印となると、かえってわかりにくくなるのではないかといた懸念もございましたので、この部分につきましては工夫ができるかどうかを検討させていただきたいと思えますが、その結果、難しいということもございまして、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それから、批准の年月日を入れるというところにつきましては、こちらも追記させていただきたいと思えます。

会 長

福祉的就労の関連でも、ご説明願います。

事務局
(伊藤課長)

障害者支援課の伊藤でございます。

福祉的就労に関するご意見につきましては、計画の本文に具体的な取り組みとして掲載することはなかなか難しいと考えています。ただ、後ろの計画関連事業一覧というところに優先調達の取り組みに関する説明が掲載されていないのではないかといたご指摘については、確かに掲載されておりませんので、ここに反映させていただくことで、取り組みを推進していくことを表していきたいと考えております。

会 長

市川委員，いかがでしょうか。

市川委員

共生福祉会の市川です。

そうすると、答申案の文章には入らないということでしょうか。

事務局
(伊藤課長)

障害者支援課の伊藤でございます。

文章に入れられるかどうかについては、検討させていただきたいと考えています。重点分野のほうに就労関係の事業を掲載しているのですが、ここに文言として盛り込めるのかどうかということも含めて、検討はさせていただきたいと考えております。

市川委員

提案というか、ご参考までに、21 ページの（4）の「① 一般就労・福祉的就労」のところに「作られた製品の販売を促進するとともに」とあるのですが、その辺に何か上手い具合に加えていただけないかなと考えています。

- 事務局
(伊藤課長) 障害者支援課の伊藤でございます。
21 ページの「製品の販売を促進」のところに関連づけて、どのような形で表現を盛り込めるかどうかといったことについて、検討させていただきたいと思います。
- 会長 では、市川委員の発言の趣旨に沿って、しっかりと検討していくということですね。ありがとうございます。
中村委員, お願いします。
- 中村委員 16 ページと 29 ページの記載に関連する意見です。パブリックコメントでも相談支援体制に対する様々なご意見が出されていたと思うのですが、16 ページの「(4) 地域で安心して暮らすための相談支援体制の整備」の②のところに、基幹相談支援センターの設置という項目が掲げられています。また、29 ページの3年間の見込量というところには新規事業に関する項目があるのですが、その中には具体的に明記されていないので、計画としてどこで確かにやっていくのか、気になりました。
それから 29 ページの新規事業について、就労定着支援と自立生活援助が平成 30 年度から新しくはじまるのですが、その見込量の根拠を教えてください。
- 会長 事務局, お願いします。
- 事務局
(伊藤課長) 障害者支援課の伊藤でございます。
まず、見込量の根拠のほうからご説明させていただきます。就労定着支援事業につきましては、本市の場合ですと、就労移行支援事業の支援を受けている方の約半数が就労に結びついているという実績がございます。そのため、就労移行支援の利用者数の約半数程度の方がこちらの定着支援事業を利用されるという推計の基、算出した数値でございます。
それから、自立生活援助について、こちらの事業は、施設入所支援やグループホーム、病院等を利用されていた方のうち、ひとり暮らしを希望する方が対象になる事業でございます。実際、仙台市内において退院して家庭復帰した患者数を推計いたしまして、そのうちの障害支援区分 2 以上の方が、日常生活の中で何らかの支援が必要になる方と考えました。その方々が全体でおおよそ 75 人いらっしゃると推計しております。その方々が徐々にサービス利用につながってくるだろうという推計の基、25 人から徐々に人数が増えてくるという見込としております。
次に、基幹相談支援センターの設置についてご説明いたします。答申案の 32 ページをご覧ください。相談支援事業の実施箇所数の下のところに、基幹相談支援センターの設置の有無について記載しております。この部分に、32 年度に設置をするということを反映させていただきました。
以上でございます。

会 長 中村委員，よろしいでしょうか。

中村委員 32 年度に設置される根拠をお聞きしたいです。今，セルフプランでどうにかプランを立ててサービスを利用しているという状況の方たちが多くいらっしゃいます。相談支援事業所が数として増えたという評価がありましたが，一方で，どこの相談支援事業所にかかっても受け入れてもらえないという状況です。私どもも細々とやっているのですが，いつもお問い合わせいただくのですが，やれないのでお断りせざるを得ないという，大変心苦しい状況にあります。そのため，ここの源のところがきちんとしていかなくてはいけないという思いがすごくあります。平成 30 年度位にはやっていただけないかなという思いがありまして，30 年はもう無理かもしれませんが，1 年でも早くという心づもりがないのかなと，感じております。今の相談支援の状況をどのようにご覧になっているのかという点で，大変心許ないところがございますので，その辺の考えについてお聞かせいただきたいです。

それから，新しい事業も含めて，制度に載っている事業の方向性については，数値的な目標も含めて書いていただいているのですが，この協議会の中で出てきたもろもろの協議というのも，制度にはないけれどもおそらく必要であると考えています。例えば，制度を横断した形でモデル事業で検証していくといったことや，それから私たちが何らかのチームをつくって聞き取りに行き提言するといったことも，現場の声を上げてきたことだと思うのです。それは制度にないことですが，なければ困るというものがとても多く，それは上げてあると思うのです。そのようにして今まで仙台市の施策を拾い上げてくれていた根本的な事業というものの構想が，これでは見えません。

具体的に何かを書くということは出来ないのかもしれませんが，例えば子どもの場合であれば，子どもに関する横断的なものであったり，暮らしに関するグループホームと地域支援事業との連携事業のモデルなど，それから相談の場合でいえば基幹相談をやる時に果たしてどのような連携が地域でできるのだろうかなど，そのようなモデル的なものをつくっていかないといけないと思うのです。それは各プロジェクトのようなものであったり，推進協議会のような別枠のものをつくって進めていっていただけなのであれば，それをどこかに書いておいていただくと安心できると思いました。

今までの推進協議会が出てきた，どこでも取り上げてもらえないような問題をどうしていくかという構想について，もし聞かせていただければ，とてもありがたいです。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして，事務局に確認をしながら進めてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

事務局
(伊藤課長)

障害者支援課の伊藤でございます。

まず、相談支援事業に関する認識を踏まえて、基幹相談支援センターの設置を早めていただけないかというお話があったかと思しますので、その点についてご説明いたします。新たな事業を展開する上では、事業を実施するに当たっての詳細の検討など、時間を要する部分がかかなりあります。予算の確保のほか、場合によっては人員を確保して事業を進めなければならないという部分もございます。そうした事情や現状を踏まえ、基幹相談支援センターの設置については、我々のほうで最大限努力して、何とか最短でも平成 32 年度に設置というのが、現実的に考えられる中で、我々としてできる最大限の努力と考えておりますので、32 年度の設置とさせていただきますところにつきましては、ご理解いただきたいと考えております。

計画相談について、指定特定の事業所の量的な拡大がなかなか図れず、セルフプランで対応せざるを得ない方々がたくさんいらっしゃるという状況は、我々も承知しております。計画相談の部分のてこ入れも併せてしていかなければいけないということを、重々承知しております。しかし、ご指摘いただいた部分につきましては、施策の詳細に関する検討が現時点では計画に記載できるレベルまで進んでいないため、現状では計画案にお示ししている以上の具体的な内容を掲載することは難しい状況です。ご理解いただきたいと考えております。

なお、この協議会でいただいた施策等に関するご意見につきましては、計画の中にこういった意見もあったということを書き記すのはなかなか難しいのですが、計画に掲げられた目標の達成に向けて、施策の個別の具体化を図っていく段階において、いただいたご意見を踏まえ、取り組みの進捗につなげてまいりたいと考えておりますので、その部分についてもご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

会長

2 番目の意見についても、お願いします。

事務局
(郷湖部長)

2 点目のご質問について、説明いたします。

様々な課題に対応するための分野を横断した支援機関の連携などに関する今後の取り組みについて、何か記載できないかといったお話をいただきました。先ほど推進協議会とお話しいただきましたが、アーチルの連絡協議会のことと私は理解いたしました。そういったことも含めて、今回、計画に掲載させていただいたものは、現段階で見込める実現の可能性や議論の熟度を踏まえまして、書ける範囲のことを可能な限り盛り込ませていただいたものでございます。

それぞれの検討組織において様々なご提案やご意見があるということは承知しておりますが、それらについては引き続きご意見やご提案などをいただきながら、どのように具体化していけるのかといったことについて、さらに議論を詰めていくことが手順としてまだ必要と考えております。6 年間の計画をつくったから、その 6 年

の間はそういったことは何もできないということではありません。当然ながら、その後に出てきた課題に対する施策の検討など、やるべきことは当然にやらなければいけないと考えております。今回の計画段階では、そうしたところについてもご理解いただきたいと考えています。

会 長 中村委員、いかがでしょうか。

中村委員 アーチルの協議会がまとめたものをいろいろと見せていただきましたが、私はこの協議会のことを言っていたのです。というのは、総合的に全てのことを理解して委員になっている方は少ないと思っております。それぞれの分野でそれぞれの仕事をしている視点から、これからの方向性をつくるための一つの参考にしていただくため、この場で意見を申し上げているので、そのものを合同したものが次の目的になっていくのかなと思っており、意見を申し上げているのです。

ですから、制度に則って推進していくことは当然ですが、今の仙台の現状や現場で困っていることについて、何らかの形で、制度ができる前の一足先に、検討していくということを提案できるのはここくらいしかないのではないかなと思っており、一生懸命申し上げています。現実的に本当に困っている状況があり、それは私たち一人一人の事業者が単独で一生懸命やっても、解決できない問題ばかりなのです。ここは、それをどうやって連携してやっていくかということについて知恵を集められる場所かと思っただけです。もしそういうことを具体的に進めていただくという文言が少しでもあれば、具体的に進められるのかと思いました。全く書いていないと、計画にないからまだやれませんよと言われてしまうのではないかと不安を感じています。やらなければいけないことはずっと前から出ているのですが、なかなか進まない部分があったので、計画になくてもどのような手順でお願いしていけばそれが進むのかということがわからなかったため、計画に書いていただくのが一番いいのではないかと考えていました。そうすれば、「計画にありますよね」と言えるのかなと思っただけですが、各部署というのが難しいのでしょうか。

事務局 (郷湖部長) 連携といった部分についてはいろいろな分野や場面においてもあることだと思うのですが、例えば、重点分野ではないのですが施策体系を掲載している 19 ページの「(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実」といったところでは、「③ 教育・発達支援」として、関係機関相互の情報共有と確実な引き継ぎを行う仕組みが必要だろうということで、教育分野との連携などにより、障害のある子どもへの支援の充実を図るといったことを掲載しております。表現的には前回も委員のほうからもう少し具体的に書けないかといったご指摘をいただいておりますが、連携の強化といった内容については、入れ込ませていただいております。

相談支援の関係についても、同様にそういったところは出てくるかと思っておりますので、その辺はこの施策の具体化を進める段階で、役割分担の明確化や連携強化につ

いて、発達支援の部分に限らず進めていきたいと考えております。

会 長 中村委員，よろしいでしょうか。中村委員がおっしゃるように，やはり今の課題を明確にしておくことで，それを根拠にまた議論していくことにつながるということでした。今，事務局部長からもお話がありましたが，事務局ではそのように考えているというやりとりでございました。

大事なことはやはり現状の課題ということで，例えば計画相談であれば，27 ページに指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図りますとありますが，ではこれをどのようにしていくのかということについて，具体的にまた議論していくことですか。大事な視点を指摘していただきまして，どうもありがとうございました。

では，ほかの委員の皆様から，目黒委員，お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会が目黒と申します。

14 ページの（2）の①のところに出てくる「早期療育の重要性を分かりやすく啓発するとともに」という文章について確認したいことがあります。早期療育をどこが担っているのかということを考えてときに，アーチルで行っている支援は相談支援が主であるため，発達障害についての療育は放課後ケアなど，それぞれ独自で行っていることが療育なのかと思いました。県のほうでは1歳6カ月児健診の中に発達障害の評価を入れ込んでいくということで，この間初めて，保育士さんや幼稚園の先生，保護者の方々と一緒に勉強会をしながら進めていくというやり方を取り入れました。これは仙台市にはないことですが，19 ページの「① 早期発見・早期支援」のところに「アーチルにおける発達障害の評価機能を強化し」ということが掲載されておりますし，その次の「② 保育・療育」のところでは「療育支援を実施するとともに」と書かれておりますので，これからを期待してくださいという意味で捉えていていいのかなと思いました。いかがでしょうか。

会 長 確認ということで，事務局，お願いします。

事務局 北部発達相談支援センターの佐々木です。

(佐々木所長) 早期療育というところは，障害の部門だけで行うものではなく，幼稚園や保育所に通常通っているお子さんにおいても，そういった視点を持ちながら関わっていくことで，育ちを支援していくことが大事になっています。アーチルでは関係機関と連携をとりながら，幼稚園や保育所等においても療育の力をつけてお子さんに対応していただくというところを目指しています。

また，児童発達支援センターも平成 30 年度に増えますので，そちらとも協力しながら進めていきたいと考えています。

会 長 ありがとうございます。
目黒委員がおっしゃった1歳6カ月健診や3歳児健診に加え、このようにしていきますということを示されていると考えてよろしいでしょうか。ということで、目黒委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

中村委員 グループゆうの中村です。

目黒さんと同じ県の研修を塩竈で見えてきたのですが、放課後デイも保育所も、療育的概論はわかるのですが、発達障害の子どもに対する支援の具体的な方法論というところでは、皆さんすごく戸惑いや困難を抱えていらっしゃいました。それは、系統立って勉強する場がまだ少ないためではないかと考えています。

県域ではアーチルのような相談機関も1カ所しかないのですが、そうした中で具体的なチェックリストのようなものを共有するという方法で、障害特性に対する理解を共有していこうという方向性を見てきました。ただ、私たちも勉強しなくてはいけないと思ったのですが、仙台市域においては、仙台市独自の方法があるので、おそらく取り入れない方向でしょうというお話でした。

例えばガイドラインに沿う形で放課後デイにおける評価システムができましたが、もし仙台市独自のものがあるのであれば、そういった取り組みにプラスして、地域の保育所や幼稚園、放課後デイ、児童発達支援事業所など、アーチルのように療育に対する専門知識等をたくさん重ねたわけではない人たちが職員としていますので、おそらくその人たちのスキルを上げていかないと、ここに掲げてある質の高い療育を達成することはできないと考えます。

現場では、やはり戸惑いと困難を抱えており、家族の役に立たないのではないかという、とても悲しい思いをされておりました。

おそらく目黒委員のお話しは、療育のスキルアップのための具体的な方法として県のほうではそういったものを一つ取り入れたということで、仙台市においても、アーチル職員の方たちの療育力を私たち現場の一般の事業所に普及するような人材育成の方法をもっていたかかないと、とても苦しい状況だということだったのではないのでしょうか。

目黒委員のご意見を伺い、私の考えもそうだったというふうに思いましたので、少し話させていただきました。違っていたらすみません。

目黒委員 これからの仙台市に期待したいと思います。よろしくお願いします。

会 長 仙台市に期待しますということで、これから具体的にいろいろな方々が取り組めるようなことが必要ということですね。

お願いします。

事務局
(佐々木所長)

北部発達相談支援センターの佐々木です。

目黒委員のご意見も中村委員のご意見も、とても重要なことと認識しております。先ほど少しご説明いたしました但、本市としても例えは、児童発達支援センターでも幼稚園や保育所に一緒に入っただいて、そういったところのレベルアップを凶っていくということを考へております。これからどのようにしてその研修を広めていくのかということは、とても大事な事だと考へておりますので、一緒に進めていきたいと考へております。

会 長

よろしいでしょうか。目黒委員、中村委員、ありがとうございました。
黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員

みどり会の黒瀧です。

発達障害に関連する意見です。この 4、5 年前から、私たち精神障害のある方の家族会の中に、発達障害のある方が二次障害、三次障害といった状態に入ってこられています。それが本当に今、県や市の深刻な問題なのです。発達障害の方が統合失調症になる、そのような状態で皆さん涙、涙の状態で「聞いてください」と家族会に来ていますので、私、少し調べました。

私の娘が実は東京のほうでそういう仕事をしていまして、週に 1 回、各区の区役所で療育の場というものを設けています。小学 3、4 年生といった、10 歳児健診の頃が一番見える時期だということです。小さい頃の状態では本当にわからない。確か 11 月頃でしたでしょうか、アーチルの所長さん方に私伺って、その後少し調べました。小さい頃にはわからないけれども、小学校に入る前や、10 歳児健診の頃に見えるものが出てくるということです。

そういうのを仙台市のほうでも少し取り入れていただけたらなと思ひます。本当に私たちの会では、大人になって、大きくなってから入ってこられることが多いのですが、もうこの頃すごいのです。月 1 回の頻度で懇談会を行っているのですが、毎月 2 から 3 名くらいの方が入ってきています。それくらい増えたのです。以前は全然、発達障害の方はあまり目立たなかったのですが、それがすごく増えました。私たちは本当に、これ以上障害になってもらいたくないと心の底から思っているのです、どうぞよろしくお願いします。

会 長

黒瀧委員、どうもありがとうございました。

今の現状と、10 歳児健診の大切さということでした。アーチル、お願いします。

事務局
(佐々木所長)

北部発達相談支援センターの佐々木です。

二次障害というのは、発達障害だけではなく、その上に生きづらさが重なっていくことで発生するものですので、その予防がとても大切になってきているというの

は、本当に黒瀧委員のお話のとおりだと思います。そのためには、障害理解をどんどん広げていく取り組みを進め、二次障害が起きないように理解される環境をつくっていくことで、その人なりに成長を支えていくことが必要になります。それは大人になってからだけではなく、先ほど 10 歳児頃といったお話しがありましたように、小学生のときもそういった観点を持って支えていくことが大事になってくると考えています。アーチルとしても様々な機会を捉え、成人後のところについても考えていただきながら支援をとということで、広く説明しているところでございます。

会 長

黒瀧委員，どうもありがとうございました。

そのほかこの答申案について，委員の皆様からご意見，確認等いただきたいと思
います。いかがでしょうか。

市川委員，お願いします。

市川委員

共生福祉会の市川でございます。

23 ページ以降の到達目標について，確認としてお聞きします。

特に新規事業については，国の指針のとおりと書いてあるところが非常に多く，しかも平成 32 年度末までという記載が非常に多いです。これを見たときに，平成 32 年度まで待たなければいけないのかという感じと，それから 32 年度末までにと
いてもいつやるのだろうという，そういう思いで見られる方が多いと思います。他のところの数字はきちんと何年度には何々をしますと書いてあるのに対し，制度的なことは 3 年先までにといった非常に含みのある書き方をされています。わからないのは，国の指針どおりということとは，平成 32 年度までの間のどこかの段階で，例えば国の予算などを踏まえて市でもやりなさいという状況になるのか，そしてそれは仙台市が判断して，その間のしかるべきときに予算提案をしてやるという意味なのか，よくわかりません。こちらに書いてあるので，我々としても，例えばこの制度はいつまでにやってくださいというように，この協議会から予算要求していいのかなど，その辺のやり方がわかりません。こうしたなんとなくはつきりしない部分について，どのようにお考えなのか，教えていただきたいです。

会 長

大事な確認でございます。

事務局，お願いします。

事 務 局
(郷湖部長)

市川委員，ありがとうございます。

計画期間中の各年度における数値を記載しているところはわかりやすいのですが，例えば 24 ページの(2)の①に記載した精神障害にも対応した関係者による協議の場の設置など，それ以外のところについては確かに前半 3 カ年の最後の年度までにといった記載が多くなっております。これは基本的には国の指針で示されてい

るものをベースにしたものですが、当然ながら、我々としても必ずしも 32 年度まで何もしないでいるといったつもりではございません。可能な限り前倒して検討を進めていきたいとは考えておりますが、現段階における検討の熟度を踏まえ、目標として計画に明記する時点においては、国の指針に則り、このような記載とさせていただきます。

ただし、例えば、25 ページに（3）として記載しております「地域生活支援拠点等の整備」といったところについては、実は新年度予算として関係予算の計上を先行して進めているなど、必ずしもここに記載したとおり 32 年度に設置するといったことに限定して捉えているわけではなく、前倒して進めようとしている部分もございます。可能な限り早く検討を進めまして、早期に実現していきたいと考えております。

あくまでもこの計画の中での目標としては、国の指針に沿った形で、前半 3 カ年の最終年度である 32 年度という数字を示させていただきました。ご理解いただきたいと思っております。

会 長 市川委員、いかがでしょうか。

市川委員 先ほどの委員の方と同様に、期待したいと思っております。なるべく早くやっていただきたいというのと、それから協議会を年に何回かは開催すると思うので、そのときにやはりやるかやらないかといった情報も出していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。
そのほか、よろしいでしょうか。
中村委員、お願いします。

中村委員 もしかすると全く場違いな意見になるかもしれませんが。
こういうような施設を新たにつくるということについて、仙台市の場合は、何区に何をつくるというように、市が計画的に公平、平等の配分をして募集する形になっていると思っております。以前、市の管轄ではなく県の管轄で事業所の立ち上げを申請したときには、施設整備と備品整備の 3 カ年計画を県域の各事業所に聞いてくれたのです。市にある予算の中でも、優先順位などをつけてもいいと思うのです。それぞれの事業所がどのような 3 カ年計画を立てているかという構想を市が把握した上で、連携をさせたり、聞き取りをして適切な拠点整備につなげたり、備品整備をさせるといったことなどが考えられると思っております。3 カ年計画を聞いてもらうことで、事業所としても見通しが持てますし、どこかと連携して何かをやりたいという構想も、市のほうに早めに上がっていく気がします。

予算の配分や事業計画のさせ方というのは、県と市とでは違うのかもしれませんが

が、私は県のやり方がとてもいいなと思っていたので、仙台市にはそういうものがなくて残念でした。ここと全く関係ない話かもしれないのですが、新たに事業をやっていくという見通しを、事業者と市の両方で持ちたいと考えていますので、ご検討いただきたいと思います。

会 長 大事なご意見でございます。
ご検討いただきたいということでしたので、事務局、お願いします。

事 務 局 障害者支援課の伊藤でございます。
(伊藤課長) 逆に質問させていただく形となり大変恐縮なのですが、具体的にどのような施設整備に関するご意見でしたでしょうか。

中村委員 例えば社会福祉法人のような大きな施設だけを対象とした計画のことではなく、県では NPO 法人にも聞いてくれていますので、各事業所単位における 3 年後の計画のことを話していました。例えば、設備をどういうふうを整えたいとか、オープンを入れたいと思っているがそれには予算がどのくらいかかるのか、2 年後にグループホームを建てたいと思っていて、どこに建ててどのくらいの人でどのくらいのお金がかかるのかとか、そうした様々な計画について、このくらいの予算がかかるのかというように、まずは計画を出すのです。それから例えば、今回はこういう施設を拡充したいと思っているので、それに沿った予定がある事業所は、何年後にそういう計画があるということを予算を含めて出してくださいという年もありました。

必ずしもその予算がつくわけではなく、相談をして、3 者見積もりを出していただきとか、県がイニシアチブをとり、それに依じていくことで、適正なところで整備していくというものです。事業者として見通しが持てるほか、事業者がどのような構想を持っているかということを行行政としても把握できることになるので、事業計画にも生かせるかと思いました。

会 長 ありがとうございます。
では事務局、お願いいたします。

事 務 局 障害者支援課の伊藤でございます。
(伊藤課長) 中村委員がおっしゃるように、事業者の方々がどのような計画を持っていらっしゃるのかという見通しをお聞きすることで、市にとっても計画的な事業の執行や予算要求に当たっての見通しが持てるのであれば、ありがたい話と考えております。

まず、県のほうにもどういった形で事業者の方々から計画を出していただいているのかを確認させていただき、もしそういった取り組みができるのであれば、我々としても今後取り組みを検討してまいりたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。
これからのことということで大事なご指摘をいただき、中村委員、ありがとうございました。
桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤの桔梗です。
今の中村委員のご発言について、私も理解が足りないところがあるので、教えてほしいことがあります。こちらの協議会には、経営をされている代表者の方がいらっしゃるのので、教えてほしいのですが、自分のところの事業所を運営していて、例えば 3 年後、5 年後、10 年後、建物が老朽化してきているとか、備品がこのようになってきているとか、人員配置がこうなっているとか、些細なことであっても、それは経営の視点でいえば一つの大事なことです。仙台市のほうから委託を受けて事業を運営しているということは、仙台市と何らかの形できちんとコミュニケーションがとれていることが大事だと思います。例えば年に何回かの懇談会であるとか、見回りなど、年に何回か事業者に接触をしてヒアリング調査というか、現状調査も兼ねて行かれているような実態があると思っていました。

会 長 すみません、今の桔梗委員のお話は、議事を進行させていただいて、その他のときにもう一回言っていただいていた方がいいですか。

桔梗委員 そうですか。はい、よろしいです。

会 長 議事の 5 にその他とありますから、その時をお願いします。
では、答申案につきましては、このように皆さんのご意見を踏まえて進めさせていただくということで、ありがとうございます。

(3) 仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針について

会 長 次に、議事の (3) です。
「仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針について」ということで、事務局より、説明願います。

事務局 ※ 資料 4 に基づき事務局より説明。

(郷湖部長)

会 長 ありがとうございました。
ただいまの次第の 4、「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針について」ということで、事務局から説明がありました。このことについて委員の皆様から質問や確認、ご意見等ありましたらお願いいたします。

諸橋委員，お願いします。

諸橋委員

やまとみらい福社会の諸橋です。

監視の中身を確認したいです。自立支援法が始まって 10 年以上経っていますが、例えば岡山とかでは不正により障害者が A 型事業所を解雇されたり、仙台でも同じような事例が出るなど、障害福祉サービスの中身自身が非常に問題視されるような事例が出てきます。果たしてそれでいて障害のある人の自立につながるのだろうかといった懸念を抱くような発想の事業展開もいろいろと出てきたりしていますが、ある種のそういった不正につながり得るような行為などがあると、それなりに関わっている我々としては感想を持ちます。事業のあり方に対する評価まで踏み込めるのかという、あるいはそのことに対して市としてはどのような姿勢でいるのかということ、監視の中身を含めてどのようにイメージしているのか、知りたいです。

これまでですと、同じく監視の実施方針でやってきましたが、余り具体的な踏み込みまではされないまま来たような気がしますので、その辺の調査、モニタリングなどをもう少し具体的に積み上げていく必要があるかと思えます。

思いつきの発言で申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

会 長

仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等の実施方針ということで、この施策推進協議会で行ういわゆるモニタリングについての議論をしているところでございます。

諸橋委員の意見について、事務局、いかがでしょうか。

事 務 局
(小幡係長)

障害企画課の小幡でございます。

今回、提示させていただいた監視等の実施方針は、あくまでこの計画に掲載された事業に関する進捗がどのようになっているのかということ、毎年定期的にモニタリングしていきますといった内容となっております。

おそらく諸橋委員が今おっしゃった内容というのは、例えば事業者が適切な支援をしているのかどうかといったことや、法律に基づいた運営をされているのかどうかといったところにまで踏み込むのかどうかというお話かと思うのですが、そういった部分につきましては、今話している計画に係る取り組みとはまた別に、指導や監査等の取り組みとして対応させていただいております。監視という名前の語感としてそういったイメージも抱かれやすいとは思いますが、あくまでも計画に掲載する事業の進捗がどのようになっているかという意味で捉えていただきたいと思います。

会 長

諸橋委員，いかがでしょうか。

諸橋委員 はい、結構です。

会長 それでは、これまでも施策推進協議会でモニタリングを行ってまいりましたが、その実施方針について、ほかに委員の皆様から提案や確認などございましたら、よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤの桔梗です。

この「第3 監視等」の「2 調査」というところについて、「協議会は」からはじまり、「障害者やその家族」というように、実施主体や調査対象者が記載されているのですが、今までのアンケート調査というのはここだけではないです。随分、何年も前にご提案させていただいて、そのとおりに推移していたと思うのですが、福祉サービス事業者以外の一般事業者へのヒアリング調査等も行ってきたと思います。

それは要するに、福祉を必要としている事業者やその利用者だけが調査対象ということではなく、その人たちに関わるカテゴリーは就労生活支援、それから教育等々、様々あり、それを支える人たちがあってようやく生きやすい市政が実現すると私は理解してきたので、そこが非常に大事な観点の一つかと思っています。一般事業者という表現でよろしいのかどうかはわかりませんが、今までそういった事業者への調査も行ってきたので、その言葉を一つ、対象者として入れていただけるといいかと思いました。

会長 ありがとうございます。

この「2 調査」のところについて、障害福祉サービス事業所と書いてあると限定されてしまうのではないかと、実際には今まではもっと広く皆さんとともに関わってきたわけだからというご意見ですね。

事務局、お願いします。

事務局 障害企画課の小幡でございます。

(小幡係長)

調査の対象については、確かにこの監視等実施方針の中で、障害当事者や家族、市民等々ということで記載させていただいておりますが、そこに限定するものではなく、私たちもそのときの課題に応じて必要な方々にお話をお伺いしたり、調査を実施したりということを行わせていただいております。ただ、そうした課題がどういったところから出てくるのかということは今時点から明示するというのは、なかなか難しいと考えられますので、そういったところは全て「事業者、有識者等」の「等」ということに含ませていただいております。

私たちも必要に応じてそうした調査をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

会 長 いかがでしょうか。

桔梗委員 今、ご説明いただいたように、2 ページ目の「等」というのは私も拝見しておりましたが、その「等」というところに含まれてしまうのかなと思ひまして、あえて確認というか、意見を言わせていただきました。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

今まで以上に幅広くなる場所も「等」に含まれていると考えながら、施策推進協議会で監視、モニタリングをしているわけですから、今の議論、これをしっかりと受けとめて、皆さん取り組みましようということですね。

そのほかよろしいでしょうか。

では、次第 4 の議事（3）については、ここまでとさせていただいてよろしいでしょうか。

(4) その他

会 長 先ほど桔梗委員、すみません、「その他」の時にということで途中でさえぎってしまいました。先ほどのお話についてポイントをもう一度明確にして、短めにお願いします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤの桔梗です。

私の捉え方ですが、先ほどの中村委員のご発言の中に、何らかの計画をつくっていくときに事業者とのコミュニケーションがあると、次期の計画を立てたり予算をとっていく時の一つの参考になるというご意見があったように思います。その辺のことというのは、私の知っている団体に関しては、そういったコミュニケーションがある程度はとれているのかなと思っていました。例えば市に出向いてこういう相談をしているときにこんな計画があるんだねとか、何らかのコミュニケーションによってお互いに情報共有しているような姿があったのかなというように見受けました。ただ、先ほど中村委員のご意見を聞いていて、もしかすると私が知っているのは本当の一握りの話で、多くの事業者さんではいろいろなコミュニケーションが非常に必要だとは感じているものの、実際にはされていなかったという実態が実はあったのかなと思いました。

そうだとすれば、仙台市と各事業者といっても、勝手にやっている事業者ではなく、あくまでも業務委託されている事業ですから、コミュニケーションの強い結びつきということも、目標に入れるのかどうかわかりませんが、課題の一つになるかなと思いました。ここに入れていいものかどうかはわかりませんが、次期の課題として、皆さんでいろいろ協議していけたらいいなと感じました。

会 長 大事なご意見、ありがとうございました。

大坂委員，お願いします。

副 会 長　　今はおそらく，そういうことをやってはいけないと思いますよ。昔と違うから。昔は法の内容も違っていましたが，今は一般公募でやるので，そういうことはやってはいけないのです。聞くということは，やってはいけないのです。だからこそ，県外の法人なども宮城県に入ってくるができるので，そういうことをやってはいけない。

会　　長　　はい。
今の時代の流れとともに，特定のところにだけ考えられないようにするというこ
ともとても大事なことです。

「その他」ということで議事を進めてまいりましたが，ほかに皆さんから何かあ
りますか。

目黒委員，お願いします。

目黒委員　　28 ページの地域生活支援促進事業について詳しく聞きたいです。虐待の未然防止
や保護，安全確保のための体制整備といったことが書かれてあり，見込量として実
施の有無は有とだけ書かれているのですが，具体的にどのようなことなのか聞きたい
です。

会　　長　　聞きたいということですので，事務局から説明願います。

事 務 局　　障害企画課の小幡でございます。

(小幡係長)　　地域生活支援促進事業の虐待の未然防止や早期発見，迅速な対応等というところ
の見込量を有としている理由ですが，実はこちらは 78 ページの解説のところでも少
し入れております。こういった障害者虐待防止や成年後見制度の普及啓発事業など
といった事業は，国のほうでも力を入れてやっていきたいと思いますという方針でして，
今年度から地域生活支援事業から分かれて，地域生活支援促進事業となっております。

そうした中で，例えば虐待防止のところにつきましては，虐待の未然防止，それ
から虐待発見時の迅速な対応などにつなげるため，研修会の開催や相談受付体制の
強化などといった体制整備に向けた取り組みを行うという内容となっております。
なかなか数値化することは難しい内容の部分ではありますが，当然仙台市としても
対応しているところでございますので，見込量としては有とさせていただきます。

会　　長　　目黒委員，よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ということで，議事については一通りのことが行われたということで，時間的な

こともありますが、お一人 1 分弱程度になるかもしれませんが、8 時半までを目途に、委員の皆様から今回の計画策定に関わっての思いを、清野委員から順番にお願いします。

清野委員

ピアサポートチームセタの清野です。

まず、答申案に関しては、私たちの意見が細部まで、本当に細かな文言に至るまで反映されていて、とてもいいものにしていただいたなど、本当に見たときにそう思いました。最初のほうに黒瀧委員がおっしゃっていたことに関連して、私も家族の立場なので、家族支援というところで一つだけお話しさせていただきたいです。当事者や家族の会をやっていく上で、ピアカウンセラーとして様々なご家族や当事者の悩みを聞いていると、やはり国の施策や制度がなかなか追いついてこないなということを本当に思っています。どこにもご紹介できない、この悩みに答えられる支援機関はないなと感じることが本当に多いです。

しかし、それも含めてのピアカウンセリングの場ということで、私たち家族支援の場が、制度が追いついてくるまでの間、苦しみであったり、大変だよねということをお互いに支え合うためのピアカウンセリングの場として必要だと思うのです。仙台市としても国が制度をつくらない間は、行政としていろいろと批判を受けたりすることもあると思います。私たちは家族としてどこにもつながれないんですという声を聞きながら、何ともしようもなくつらいのですが、制度が追いつかない分、やはり家族の頑張りに支えられている部分がすごく大きいと思うので、負担がかかって家族がつぶれてしまわないように、行政だけに言うのではなく、当事者や家族会、行政とお互いに協力し合いながら、ここに書いていただいている家族支援をこれからもっともっと充実していただければ嬉しいです。私たちはこういうことが欲しいんですということ声を上げながら、みんなでその制度をつくっていかうと、双方で協力し合いながら、いい制度をつくっていけるといいなと思っていますので、家族支援をぜひ充実させていただければ、うれしいです。

以上です。

会 長

ありがとうございます。

瀧澤委員，すみません，1分程度になってしましますが，よろしくお願ひします。

瀧澤委員

ハローワーク仙台の瀧澤です。

1年間関わってきたわけですが、このパブリックコメントの人材支援の部分の重点分野を見ますと、仙台市さんの計画への意見というよりは、我々ハローワークにおいてもいろいろな分野での人手不足が深刻な課題になっていますので、人材確保のために我々行政としてやれることは何かと、身が引き締まる思いを感じております。

こういった計画ができたわけですので、我々就職支援を行っている国の行政機関

としても、とにかくこの計画が円滑にいくよう、一般就労の部分という、限られた部分ではありますが、仙台市さんと協力し合いながら、進めていきたいと改めて思ったところです。

以上です。

会 長 どうもありがとうございました。
中村委員，お願いします。

中村委員 仙台市の持ち出し事業だったと思うのですが、地域活動推進センターというところで成人の発達障害の方たちを支援をさせていただいて、インフォーマルなサービスの積み重ねをしてきた 10 年くらいでした。その中で、ようやくインフォーマルなニーズに沿った制度が国で 2 つ策定されてきました。声を上げてから 10 年かかるのかというのが感想です。先ほどインフォーマルなところに執着してしまったのは、仙台市はでそういう視点を持って、10 年前にはもう歩み始めていたということがあると思います。

ですから、国がこれからやることを 10 年前にはもう着手していたということが、誇りであり、救いであったわけです。それがおそらく震災などによりお金がなくなったということが大きな原因だと思うのですが、少しレベルダウンした感じがします。見通しが立てられなくて、でもニーズはいっぱいあって、じゃあどうしていいのかなという焦りになっているというのが正直なところです。ただ毎日、毎日乗り越えていかなければいけないのですが、ここまでいいねという先の見通しをみんなで共有できるような、希望が持てるような、そういう計画づくりをしたいと思っていました。本当はもう少し希望のある計画にしていきたいなというのが正直な感想です。

会 長 どうもありがとうございました。
すみません、30 分までを目途にしておりますので、だんだんと後の方ほど短くなってしまいますが、松本委員，お願いします。

松本委員 日々、知的障害のある方と、それから家族の方と向き合っております。何をすることにしても力不足だなと考え、十分なことができない毎日ですが、仙台市でまた新たな計画ができたということなので、この計画に基づいて、自分が今関わっている方たちの暮らしがどのように変わっていくのかを、楽しみと不安を感じながら見ていきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。
目黒委員，お願いします。

目黒委員

宮城県自閉症協会の目黒です。

私は当事者であって当事者でないなといつも感じています。自分は障害のある本人ではなくて、声を上げられない人たちの意見をどのようにしたらちゃんとこの場に出せるのかということもいつも考えているのですが、全然できないなと本当に思います。でも、こういうことに関わらせていただいて、とてもありがたいと思っています。

「ゆるる」のほうに入所施設のことについて意見を書いたので、読んでいただければと思います。

昨日、相談の電話がかかってきまして、自閉症の発達障害がある人のことでしたが、家族に暴力を振るってしまうので、ショートステイを使って家族と離したいのだけれども、そのショートステイはどこにありますかということも聞かれました。そんなの全然わからなくて、すみません、わかりませんというほかなくて、電話を切ってから何の役にも立たないなと、すごく思いました。でも、底の浅い茶碗だけど、それでもやっていくしかないのかなと思いつつ、関わらせていただいています。

以上です。

会 長

どうもありがとうございました。

では、諸橋委員、お願いします。

諸橋委員

少し引がかかったところだけ言います。

福祉の現場で働いていると、何をやるにしても大変な時代になってきており、本当にこれから、働き手の確保について相当の危機感を持ってやらなければいけないなと感じています。そうでないと、この計画も実現しないなという気がいたします。できるだけそういうことを共有しながら、年を取っても頑張ります。

会 長

どうもありがとうございます。頑張ってください。

大坂副会長、お願いします。

副 会 長

計画をつくっただけであり、スタートラインにも立っていないので、これからの計画の実施をしっかりモニタリングするような協議会になっていただきたいなと思っています。

6年後に少なくともこの計画に載っていることがしっかり実行されていて、皆さんからいろいろ意見が出ているプラスアルファのことについても、実施されればいいなという希望を抱いています。ありがとうございました。

会 長

どうもありがとうございました。

では、市川委員お願いします。

市川委員

市川でございます。

答申案に関わらせていただきましたが、必要な制度というか、メニューがきちんとそろえられていて、内容的には素晴らしいものができたと感じています。ただ、パブリックコメントの障害理解のところには、そんなこと言ったって誰も障害のことなんてわかってないよといったようなコメントがありました。ですから、やはりつくったから安心なのではなく、それを浸透させることが大事だと思います。

それから、地域福祉の人材が活性化されていくことで、地域の中に住んでいる人が本当に障害について理解されていくようにきちんと見守られ、障害理解ということがもっと進められたらいいなと思いました。そうすると、これがもっと生きてくるのではないかと思います。

以上です。

会 長

どうもありがとうございました。

岩館委員，お願いします。

岩館委員

国見台病院の岩館です。

精神科医としての立場でしか言えないのですが、この間、実は県の地域医療計画をつくっておりました。前から言っていることなのですが、精神科医療の場合は、障害者福祉と医療、それから保健も関わってくるので、それらが連動しないといういろいろなことが動かないと考えています。仙台市のここの場に来ると、すごく活発でうらやましいなと感じています。地域医療計画を見ていて、医療計画は県の管轄なので、県の管轄の医療計画と仙台市の障害福祉計画がどのようにして連動していったらいいのだろうかということを考えていました。皆様とはあまり関係がないことかもしれませんが、精神疾患も 5 大疾病の一つということで、県のほうでも間もなく地域医療計画が完成いたしますので、精神疾患に対する医療現場の状況等について、お時間がある時にでも少し目にとめていただけたらと思います。

会 長

大事な情報，ありがとうございます。

桔梗委員，お願いします。

桔梗委員

桔梗です。

ここの協議会の委員になって結構な時間が経ちますが、この策定に関わらせていただいて、本当にいつも感謝しております。

仕事でもソーシャル的なことをさせていただいておりますが、仙台市内外もしくは宮城県内外でも最近、特に震災後、ソーシャルファームの仕事をさせていただく機会が増えました。ソーシャルファームは、福祉事業者の認定を受けているところよりも受けていないところのほうが多く、そこに就労に来ている障害のある方も手

帳を持ってない人が多いです。それは親のエゴであったり、本人の意思であったりと事情はいろいろだと思うのですが、そこに行つてすごく思うのは、障害という言葉がないのです。障害者がいて、障害者の福祉をやっているのだけれども、事業者にも利用者にも障害という言葉がない。非常に私にとっては光を見ているような現場でございます。

それと同時に、周りにいる住民にも障害という言葉がないのです。ぜひ仙台市もそういった輝く、障害という言葉、バリアがなくなったような政策になっていけるよう、私も微力ながらお手伝いしたいと思いますし、そこを目指していきたいと思いました。よろしく願います。ありがとうございます。

会 長 どうもありがとうございました。
黒瀧委員，願います。

黒瀧委員 黒瀧です。
先ほど清野委員のおっしゃったとおりです。よろしく願います。
それから、私、全国的なものと宮城県のほうでも関連して役をやらせていただいておりますが、統合失調症の方の 7 割が発達障害の方だという、そういう事例の中で、発達障害の方がすごく中に入ってきている実態がありますので、どうぞよろしく願います。

会 長 どうもありがとうございました。
坂井委員，願います。

坂井委員 エイジェックフレンドリーの坂井です。
以前はあ・うんの会という精神障害者の会でやっていましたが、今は先ほど言った会社に入って仕事をしています。やはり障害者同士で仲間がいるものでして、あとは相談事業所や就労移行支援事業所とのつながりも結構多くあります。そこで相談などを聞く機会がたくさんあるのですが、今後はそういうところに注視していきたいなという思いがあります。
それから、私は管理職ではないのですが、リーダーをしており、雇う側という立場でもありますので、その辺のどういったところで人を入れていくかというところについては、この会議で出た話を参考にさせていただき、生かしていきたいと思えます。ありがとうございました。

会 長 どうもありがとうございました。
佐々木委員，願います。

佐々木委員 仙台歯科医師会の佐々木です。

今回この協議会に混ぜていただきまして、本当に思ったことなのですが、我々に一体何ができるのかということを中心に考えていました。まずは、やはり我々、歯科医療従事者の中にあるバリアを取り除くことなのだろうと思っています。その辺のことを会員に進められるよう、歯科医師会の活動をしていきたいと思いました。

以上です。

会 長 どうもありがとうございました。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 仙台市社会福祉協議会の鈴木でございます。

今回おまとめをいただいた答申案につきましては、パブコメの意見を最大限可能な範囲でくみ取っていただいた内容となっております。私も納得できる内容と考えております。

ただ、パブコメの中でも特に意見の多かった居住支援については、ご意見を参考にして具体的な施策の中で検討を深めたいというようなお答えが多くありましたし、それから相談支援についても、自立支援協議会での議論を踏まえて今後の対応を検討したいといったお答えが多くございましたので、今後は本日の部長さんのお答えの中でも検討の熟度といったお話がございましたように、優先順位をつけながら、具体的な施策の中でどのようにして具体化していくのかという検討を深めていきたいと考えています。我々委員としてはその状況の推移を見守らせていただくことが大事なことであったところでございます。ありがとうございました。

会 長 どうもありがとうございました。

最後に、私も述べさせていただきます。皆様とともに、これら3つの計画をつくってまいりました。計画はつくるだけではなく、これをどう活用していくかということが大事だと思います。もちろん施策推進協議会の委員の皆様もですが、仙台市でサービスを利用する方、支援する方、事業者の方、そして行政の方もこの6年の中での一つの方向性を確認したということになります。全てのことが具体的に示されているわけではないですが、その部分はまたこの6年間の間に変わっていくことでもあると思います。

ですから、一人一人の暮らし、幸せということを中心に念頭に置きながら、モニタリングを大事にし、この取り組みを確認して、計画が絵に描いた餅にならないようにしていくことが皆様の責任ではないかと考えています。皆様どうもありがとうございました。

そのようなことで、本日ご意見をいただいた内容を答申案に盛り込んでいくということを確認させていただき、私が進行役を務める議事については終了とさせていただきます。

では、事務局にマイクをお返しいたします。

(5) 閉 会

事務局 阿部会長、議事進行ありがとうございました。

(小幡係長) それでは、事務局より今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

計画の答申案につきましては、本日ご意見いただいた部分について必要な修正を行い、会長と副会長にご確認いただいた上で、今月下旬、会長から市長へ答申いただくこととしております。なお、完成した計画の冊子につきましては、4月に印刷を予定しておりますので、完成次第、皆様にお送りさせていただきたいと考えております。

なお、計画の答申案がまとまりましたので、今年度の施策推進協議会は本日が最後となります。次回は皆様の委員としての任期が5月で満了となりますので、6月以降の開催を考えております。次期協議会の委員への就任につきましては、事務局から改めて個別にご相談させていただきたいと考えておりますので、その際にはどうぞよろしく願いいたします。

最後に、健康福祉局長の佐々木より、委員の皆様にご挨拶させていただきます。

事務局 健康福祉局長の佐々木でございます。

(佐々木局長) 市議会の関係で冒頭から参加できず、誠に申しわけございませんでした。

阿部会長を初めこれまで委員の皆様におかれましては、次期障害者保健福祉計画等のご審議、そして本日最終案の取りまとめをしていただきまして、本当にありがとうございます。事務局から各協議会でご議論いただいた内容の報告を受けておりました。本当にこの間、期間も長かったですし、回数も多く、そして今回は障害児の福祉計画もまとめるということで、別途、部会も設けていただいたということもあり、委員の皆様方には本当に大変なご尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

また、委員の皆様方からお話がありましたように、計画は作って終わりではございませんので、新年度4月からは健康福祉局だけでなく、区役所や子供未来局なども含めて、全庁的にしっかりと取り組みを進めていきたいと存じます。

委員の皆様様のこの任期中というのは、この計画づくりだけではなく、もう一つの仙台市の大きな柱でございます障害者の差別解消条例の策定にも、大変な回数を重ねてご議論をいただきました。本当にありがとうございます。

平成28年4月から条例が施行されましたが、今回と同じように議論がありました。条例は作って終わりではなく、それをどのようにして運用していくか、浸透させていくかということが大きな課題であると、そのようなお話をいただきました。29年度も3月になりましたが、この2カ年、私どもも一生懸命取り組ませていただきました。着実に障害理解が進むよう、30年度からもそれを超えるように取り組ませていただきたいと思います。

皆様に携わっていただきましたこの3年間というのは、差別解消条例であったり、3つの計画を1つにまとめたこの答申案など、振り返ってみますと本当に歴史的な

3年間であったと、後世の人から言ってもらえるのではないかと考えてございます。
2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、障害のある方の様々な活動、ご活躍が社会的にも大変注目されるところと存じております。さらなる障害理解、障害のある方の社会参加促進に向け、私どもも取り組んでまいりたいと存じます。これまで本当にありがとうございました。

事務局
(小幡係長)

それでは、最後に事務的な連絡を申し上げます。

本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただきまして、ご返送いただきたいと考えております。これに基づきまして、事務局が修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、平成 29 年度第 7 回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

署名人

鈴木清隆